

〔訳注〕
訳注 日本文徳天皇実録（九）

日本文徳天皇実録巻第三 起仁寿元年正月尽十二月

●正月甲戌朔（一日）

【書き下し】

仁寿元年春正月甲戌朔。帝、歳賀を受けず。諒闇未だ終わらざるを以てなり。

【現代語訳】

仁寿元年春正月一日。天皇は朝賀の儀を受けなかった。諒闇が終わっていないためである。

告 木 中 林

井 本 村 原

幸 久 み 由

ど 美

男 子 り 子

●正月甲申（十一日）

【書き下し】

甲申。^(十)①正六位上長統王・②藤原朝臣真数・③紀朝臣永直・④坂上大宿禰当岑・⑤橘朝臣数雄・⑥丹墀真人高主・⑦伴宿禰三宗等に並びに従五位下を授く。⑧正六位上高丘宿禰百興・⑨高狩忌寸清貞・⑩春良宿禰藥麻呂等に並びに外従五位下を授く。⑪参議正四位下小野朝臣篁を近江守となす。⑫参議正四位下藤原朝臣助を信濃守となす。左兵衛督は故の如し。⑬参議従四位上伴宿禰善男を美作守となす。中宮大夫・式部大輔は故の如し。⑭従五位下藤原朝臣松影を山城守となす。⑮従五位下藤原朝臣正世を河内守となす。⑯外従五位下上毛野朝臣綱主を和泉守となす。⑰従五位下善友朝臣頴主を摂津権介となす。外従五位下高丘宿禰百興を尾張介となす。従五位下橘朝臣数雄を遠江守となす。⑱正五位下楠野王を駿河守となす。⑲従五位下小野朝臣貞樹を甲斐守となす。⑳正五位下橘朝臣真直を相模權守となす。㉑従五位下橘朝臣末茂を下総守となす。長統王を上野介となす。㉒正四位下南淵朝臣永河を下野守となす。従五位下坂上大宿禰当岑を出羽守となす。丹墀真人高主を若狭守となす。㉓良岑朝臣清風を加賀介となす。㉔従五位上紀朝臣椿守を越中權守となす。㉕従五位下三原朝臣朝主を能登守となす。㉖従五位上豊階公安人を丹後權守となす。㉗従四位下滋野朝臣貞雄を但馬權守となす。㉘従五位下藤原朝臣秋常を因幡守となす。㉙藤原朝臣忠岑を伯耆守となす。外従五位下春良宿禰藥麻呂を出雲介となす。㉚従四位上源朝臣勤を阿波守となす。㉛従五位下高階真人岑緒を伊予守となす。㉜従五位下物部首広泉を権掾となす。内業正・侍医は故の如し。㉝従五位下小野朝臣千株を土左權守となす。右近衛少将は故の如し。従五位下藤原朝臣真数を筑前守となす。㉞山口朝臣春方を筑後守となす。㉟外従五位下内蔵朝臣雄継を豊前介となす。従五位下伴宿禰三宗を鎮守將軍となす。

【現代語訳】

十一日。正六位上・長統王・藤原朝臣・真数・紀朝臣・永直・坂上大宿禰・当岑・橘朝臣・数雄・丹墀真人・高主・伴宿禰・三宗らに従五位下を授けた。正六位上・高丘宿禰・百興・高狩忌寸・清貞・春良宿禰・藥麻呂らに外従五位下を授けた。参議・正四位下・小野朝臣・簠を近江守とした。参議・正四位下・藤原朝臣・助を信濃守とした。左兵衛督は元の通りとする。参議・四位上・伴宿禰・善男を美作守とした。中宮大夫・式部大輔は元の通りとする。従五位下・藤原朝臣・松影を山城守とした。従五位下・藤原朝臣・正世を河内守とした。外従五位下・上毛野朝臣・綱主を和泉守とした。従五位下・善友朝臣・頴主を摂津権守とした。外従五位下・高丘宿禰・百興を尾張守とした。従五位下・橘朝臣・数雄を遠江守とした。正五位下・楠野王を駿河守とした。従五位下・小野朝臣・貞樹を甲斐守とした。正五位下・橘朝臣・真直を相模権守とした。従五位下・橘朝臣・末茂を下総守とした。長統王を上野介とした。正四位下・南淵朝臣・永河を下野守とした。従五位下・坂上大宿禰・当岑を出羽守とした。丹墀真人・高主を若狭守とした。良岑朝臣・清風を加賀守とした。従五位上・紀朝臣・椿守を越中権守とした。従五位下・三原朝臣・朝主を能登守とした。従五位上・豊階・公安人を丹後権守とした。従四位下・滋野朝臣・貞雄を但馬権守とした。従五位下・藤原朝臣・秋常を因幡守とした。藤原朝臣・忠岑を伯耆守とした。外従五位下・春良宿禰・藥麻呂を出雲介とした。従五位上・源朝臣・勤を阿波守とした。従五位下・高階真人・岑緒を伊予守とした。従五位下・物部首・広泉を伊予権掾とした。内・薬正・侍医は元の通りとする。従五位下・小野朝臣・千株を土左権守とした。右近衛少将は元の通りとする。従五位下・藤原朝臣・真数を筑前守とした。山口朝臣・春方を筑後守とした。外従五位下・内蔵朝臣・雄継を豊前介とした。従五位下・伴宿禰・三宗を鎮守將軍とした。

【注釈】

①正六位上長統王（生没年不詳）舍人親王の後裔か。斉衡三年（八五六）三月甲寅（十一日）条に「従五位下清原真人長統為大学頭」とあり、時期は不明であるが、清原真人を賜姓されている。なお、承和十三年（八四六）七月辛丑（二日）には、岑成王・長田王・長統王の息子など三十九人に清原真人が賜姓されている。本日条において上野介となり、その後も地方官を多く務めたが、伊勢介の任期中に、課丁二百十八人を大帳に載せず隠蔽したことを告発されている（貞観三年（八六一）七月十四日記）。

②藤原朝臣真数（生没年不詳）北家内麻呂の孫で、福当麻呂の息。本日条が初見。本日条において筑前守となり、貞観二年（八六〇）正月十六日に大宰少弐、同年十一月十六日に従五位上、同月二十七日に肥後守、同十二年二月十四日に散位から刑部大輔となる。

③紀朝臣永直（生没年不詳）船守の孫で、田上の息。承和九年（八四二）七月戊午（二十六日）に民部少丞正六位上から伊予権掾とされたのが六国史上初の見。この任命は承和の変に関わる左遷であった。同十二年八月丙子（二日）紀には「有勅、召配流人（中略）伊予権掾正六位上紀朝臣永直、豊前権掾従六位下丹墀真人時永等、令入京」とあって、入京が許され、本日条に至る。この後、斉衡三年（八五六）正月丙辰（十二日）に陸奥守となる。

④坂上大宿禰当岑（生没年不詳）田村麻呂の孫で、浄野の息。承和九年（八四二）七月戊午（二十六日）に主藏正正七位上から豊後権掾とされたのが六国史上初の見。この任命は紀永直（注釈③）と同様に承和の変に関わる左遷であるが、入京が許された記載は六国史上みられない。

⑤橘朝臣数雄（生没年不詳）島田麻呂の孫で、長谷麻呂の息。本日条が初見。この後、斉衡二年（八五五）正月戊子（七日）に従五位上となる。

⑥丹墀真人高直（生没年不詳）承和五年（八三八）七月、准録事として遣唐使に加わり入唐した。翌年八月に帰朝し

た際には第九船の指揮官を務めたという（『東洋文庫』所収「入唐求法巡礼行記」第五章注二五参照）。同月甲戌（二十五日）には遣唐大使藤原常嗣などに対して陸路は避けて入京するよう勅が出されているが、そこに「（前略）准録事高丘百興・讃岐権掾丹墀高主（中略）等十人、各造船聯次入都耳」とみえ、讃岐権掾を兼ねていたことがわかる。また同年九月丙午（二十八日）には帰朝した常嗣らに対する詔に「故是以常嗣^乎始^天、水手^爾至^{萬天爾}、冠位上賜^北治賜^不」とあることから、この時高主にも位が与えられたものと思われる。

⑦伴宿禰三宗（七九六―八五四）大伴駿河麻呂の曾孫で、氏上の孫、真意の息。本日条が初見。五十六歳。卒伝（仁寿四年（斉衡元年・八五四）八月戊辰（十六日）条）によれば、元は健宗という名であったが、伴健岑が承和の変により配流されたのをきっかけに三宗に改名したという。この後、本年二月甲子（二十一日）に下野権介、仁寿四年正月辛丑（十六日）に武蔵権介となる。

⑧正六位上高丘宿禰百興（生没年不詳）丹墀高主（注釈⑥）とともに准録事として入唐し、帰朝している。帰朝の際には第八船の指揮官を務めたという（『東洋文庫』所収「入唐求法巡礼行記」第五章注二五参照。本日条において尾張介となり、斉衡三年（八五六）正月丙辰（十二日）に越前介、天安三年（貞観元年・八五九）正月十三日に和泉守（但し、三月二十二日にも「散位外従五位下高丘宿禰百興為和泉守」とある）、同四年正月七日に従五位下、同五年二月十日に河内守となる。

⑨高狩忌寸清貞（生没年不詳）高狩忌寸の六国史上の記載は、延暦二十五年（大同元年・八〇六）三月戊寅（十四日）紀に「右京人従八位下物部首籙麻呂賜姓高狩忌寸」とあるのを初見とし、本日条および仁寿二年（八五二）二月壬子（十五日）に清貞が安房守に任じられたことがみえるのみである。

⑩春良宿禰藥麻呂（生没年不詳）承和四年（八三七）十二月癸巳（四日）紀に、「近江国人左兵衛権少志志賀史常繼・

左衛門少志錦部村主葉麻呂・越中少目錦部主寸人勝・太政官史生大友村主弟継等、賜姓春良宿禰。常繼之先、後漢獻帝苗裔也」とみえ、錦部村主から春良宿禰に改姓している。ちなみに、近江国志賀郡・浅井郡には錦織郷がある。春良宿禰についてはこの他、貞観六年（八六四）八月八日記に「近江国犬上郡人左近衛府生正七位下春良宿禰諸世、改本居貫附山城国愛宕郡」とみえる。

⑪ 参議正四位下小野朝臣篁 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈⑯参照。

⑫ 参議正四位下藤原朝臣助 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈⑭参照。同年四月甲子（十七日）に正四位下、同年九月戊子（十四日）・同年十一月癸卯（三十日）には参議左兵衛督とみえる。

⑬ 参議従四位上伴宿禰善男 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈④参照。同年四月甲子（十七日）に従四位上となっている。

⑭ 従五位下藤原朝臣松影 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈⑳参照。

⑮ 従五位下藤原朝臣正世（生没年不詳）式家繩主の孫で、貞本の息。承和九年（八四二）正月壬寅（七日）に正六位上から従五位下となり、同年七月戊午（二十六日）に刑部少輔から安芸権介になっているが、この任命は紀永直（注釈③）・坂上当岑（注釈④）と同様に承和の変に関わる左遷である。同十四年二月丙子（十日）に入京が許され、同十五年（嘉祥元年）二月甲辰（十四日）に治部少輔、嘉祥二年（八四九）正月戊辰（十三日）に肥後守、同年二月壬子（二十七日）に河内権守となり、本日条に至る。この後、仁寿三年（八五三）正月丁未（十六日）に常陸介、貞観二年（八六〇）十一月二十七日に散位から大藏少輔、同三年正月十三日に因幡介となる。

⑯ 外従五位下上毛野朝臣綱主（生没年不詳）承和十四年（八四七）十月癸巳朔紀に「上野国那波郡人左近衛府将監正六位上桧前公綱主賜姓上毛野朝臣、兼貫左京四条」とあり、桧前公から上毛野朝臣に改姓している。嘉祥二年（八

四九）正月壬戌（七日）に外従五位下となり、同三年三月乙未（十七日）には、仁明不予による固閑使派遣に際して、伊勢国使とされた。その時には散位とみえ、本日条に至る。この後、斉衡二年（八五五）正月戊子（七日）に従五位下、貞観七年（八六五）三月九日に散位から鼓吹正、同八年二月十三日に伊賀守となる。

⑰従五位下善友朝臣頼主（七七九―八五二）承和六年（八三九）十月丁卯（十九日）紀に「摂津国人直講博士従六位下佐夜部首頼主賜姓善友朝臣、編附左京四条二坊」とあり、佐夜部首から善友朝臣に改姓している。佐夜部首は物部系の伊香我色雄の後裔という（『姓氏録』摂津国神別）。同十二年正月甲寅（七日）に正六位上から外従五位下、同十四年二月丁丑（十一日）に大学博士、同十五年（嘉祥元年）正月戊辰（七日）に従五位下となり、本日条に至る。七十三歳。卒伝によれば（本年六月庚午（二十九日）条）、嘉祥二年（八四九）五月に老齢を理由に致仕を願い出たが、本日条において摂津権介に任じられている。

⑱正五位下楠野王 嘉祥三年（八五〇）八月癸丑（八日）条注釈①参照。

⑲従五位下小野朝臣貞樹 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈④参照。同年八月庚戌（五日）に刑部少輔となつている。

⑳正五位下橘朝臣真直 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈②参照。

㉑従五位下橘朝臣末茂（生没年不詳）承和九年（八四二）七月戊午（二十六日）に左京少進正六位上から飛驒権守となつているが、紀永直（注釈③）・坂上当岑（注釈④）・藤原正世（注釈⑤）と同様にこの任命は承和の変に関わる左遷である。但し入京が許された記載は六国史上みられない。嘉祥三年（八五〇）正月丙戌（七日）に従五位下となり、本日条に至る。この後、天安三年（貞観元年・八五九）二月十三日に刑部少輔、貞観四年（八六二）二月十一日に中務少輔、同年六月五日に甲斐守となつている。

②正四位下南淵朝臣永河（七七七―八五七）坂田奈弓麻呂の第三子。卒伝によれば（天安元年（斉衡四年・八五七）十月丙子（十二日）条）、弘仁十四年（八三三）十二月に兄弘貞とともに南淵朝臣を賜姓された。嵯峨が皇太子であった時に侍読を、即位後には藏人頭『藏人』弘仁十二年）などを務め、嵯峨が讓位して冷然院に遷った際には同院の別当に任じられていることから、嵯峨の側近であったと思われる。嵯峨朝以降には地方官を多く歴任した。承和四年（八三七）七月庚辰（十九日）に任じられた大宰大貳の任期中には、丹墀高主（注釈⑥）や高丘百興（注釈⑧）らに加わった遣唐使の派遣・帰朝があり、大貳としてその対応に当たっている（同六年八月己巳（二十日）・甲戌（二十五日）紀）。同十二年正月甲寅（七日）に正四位下、同年正月戊午（十一日）に近江守となり、本日条に至る。七十五歳。この後、仁寿三年（八五三）十月癸酉（十六日）に因幡守、天安元年（斉衡四年）二月甲申（十六日）に因幡權守となる。天長年間（八二四―八三三）に兄貞弘が編纂に携わった『経国集』には漢詩四首が収められている。

③良岑朝臣清風（八二〇―八六三）大納言贈従二位安世の第三子。承和の初め（八三四―）に内舍人に任じられる。

同三年五月庚申（二十二日）に、遣唐使のために山階・田原・柏原・神功皇后などの陵に幣帛を奉った際、参議従四位上文室秋津・常陸權臣正五位下永野王とともに使としてみえる。時に内舍人正六位上。同五年下野掾に遷り、同八年内匠少允、同九年伊予大掾、嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）白馬叙位で従五位下。同三年三月乙巳（二十七日）仁明初七日に近陵七ヶ寺に使いを遣わして功德を修した際には、散位従四位下道野王・従五位下高原王・大判事藤原本雄とともに松尾寺使として名がみえる。但し、すでに加賀介とあるのは、本日条および卒伝に従えば誤りであろう（同日条注釈③参照）。三十二歳。

④従五位上紀朝臣椿守（七七六―八五三）春宮亮従五位上白満（白麻呂）の長子。弘仁四年（八一三）正月大内記、同十一年正月典藥助、同十二年正月従五位下に叙爵され、上総介となる。同十三年正月安房守、承和五年（八三

八）正月丙寅（七日）白馬叙位で従五位上となり、本日条に至る。七十六歳。仁寿三年（八五三）三月戊午（二十八日）越中権守従五位上で卒した。椿守は隸書に巧みで、朝廷において渤海に答える書には特に好手が選ばれるのを例としたが、これに二度選ばれ、良筆を振るい、朝廷からも褒誉された。なお、承和七年十一月辛巳（九日）に、橘戸・蝮橘・橘連・伴橘連・橘守・橘などの六姓が、椿戸・蝮椿・椿連・伴椿連・椿守・椿に改姓させられている。このことからすると、椿守の元の名は橘守であったか（乳母の姓に由来か）。

②⑤ 従五位下三原朝臣朝主（生没年不詳）承和九年（八四二）正月壬寅（七日）白馬叙位で正六位上から従五位下に叙爵し、本日条に至る。以後みえないが、あるいは本年二月甲子（二十一日）に伯耆守に任じられ、以後散見する三原朝臣永道と同一人物であろうか。なお、三原氏は天武皇子一品新田部親王の後裔である（『姓氏録』左京皇別、貞観元年（八五九）九月五日紀）。

②⑥ 従五位上豊階公安人 嘉祥三年（八五〇）三月甲辰（二十六日）条注釈②参照。元は河内国大県郡の人。後に左京の人となる。本姓は河俣公で、延暦十九年（八〇〇）に河俣公御影が豊階公に改姓した。河俣氏は河内国若江郡河俣郷が発祥で、開化皇子彦坐王の後裔である（『姓氏録』河内国皇別）。同書は豊階公も彦坐の子沙穂彦の後裔とする。安人は幼い頃より賢く度量もあった。学を好み早くより名を知られ、史・伝を渉読し、特に『漢書』に詳しかったという（貞観三年（八六一）九月二十四日紀卒伝）。承和五年（八三八）少内記となる。同九年三月辛丑（六日）紀には「少内記従六位上」とみえるが、この後大内記に転じ、同十五年正月戊辰（七日）白馬叙位で外従五位下に叙され、嘉祥二年二月壬子（二十七日）に東宮学士に遷った。同三年四月癸亥（十六日）東宮（文徳）踐祚に際して従五位上を授けられ（卒伝では外従五位上）、本日条に至る。五十五歳。

②⑦ 従四位下滋野朝臣貞雄 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈②参照。右京の人。従五位上家沢の三男。

父家訳は延暦十七年（七九八）に伊蘇志臣を改め、滋野宿禰を賜っている。弘仁七年（八一六）主殿少属となり、掃部権允・右衛門少尉と累遷。同十四年朝臣姓を賜る。次いで掃部助に遷ると左近衛將監を兼ね、天長四年（八二七）従五位下・備前権介、承和五年（八三八）同介、同年十一月癸未（二十九日）嵯峨が冷然院・神泉苑に御幸した日に従五位上を授けられた。その後少納言を拝し、侍従を兼ねる。同十二年正月戊午（十一日）旬で丹波守に出で、同十三年正月己酉（七日）正五位下、嘉祥三年正月丙戌（七日）従四位下となり、本日条に至る。嘉祥三年三月庚子（二十二日）には仁明縁葬の養役夫司に補されている。

⑳ 従五位下藤原朝臣秋常（生没年不詳）南家乙麻呂流、大納言雄友の息。母は石上宅嗣の娘。兄弟に真川・広河・文山・弟河・弟男・藤原総繼室がいる。妻は山代氏の娘。天長十年（八三三）十一月庚午（十八日）大嘗祭で正六位上から従五位下、承和六年（八三九）正月甲子（十一日）少納言。同年六月己卯（三十日）の女御藤原沢子卒去に際しては、左京大夫従四位下藤原文山とともに喪事を監護した。これは沢子の母数子が総繼の娘、すなわち秋常・文山の姪に当たることによる。同九年七月戊午（二十六日）承和の変に坐して石見権守に左遷。同十二年七月甲子（十九日）入京を許され、本日条に至る。以後みえない。

㉑ 藤原朝臣忠岑（生没年不詳）本日条にしかみえない。なお、伯耆守は本年二月甲子（二十一日）に三原永道に代わっている。

㉒ 従四位上源朝臣勤（八二四―八一）嵯峨皇子。母は大原全子。承和十四年（八四七）正月甲辰（七日）白馬叙位で無位から従四位上に勅叙され、本日条に至る。二十八歳。

㉓ 従五位下高階真人岑緒（生没年不詳）左大臣長屋王の玄孫、従五位上石見王の息。承和十一年（八四四）高階真人姓を賜り臣籍に降る（『続群書類従』第七輯上、系図部所収「高階氏系図」）。同十三年正月己酉（七日）正六位上から

従五位下、同月乙卯（十三日）下野介、嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）従五位上となり、本日条に至る。

③② 従五位下物部首広泉（七八五―八六〇）左京の人。元は伊予国風早郡の人で、姓は物部首であったが、後に左京に貫附され、朝臣姓を賜った。幼少にして医術を学び、多くの医書を読んでいた。天長四年（八二七）（貞観十二年（八七〇）三月三十日紀の菅原峯嗣卒伝によれば天長八年）医博士となり、典薬允を兼ね、後に侍医に遷った。その後、侍医のまま伊予・讃岐掾と累遷し、承和六年（八三九）正月庚申（七日）正六位上から外従五位下、同十二年十二月戊寅（五日）内薬正、同十四年正月甲辰（七日）従五位下となり、本日条に至る。六十七歳。承和三年正月丁未（七日）に正六位上から外従五位下に叙されている物部首広国は、あるいは広泉の兄であろうか。同四年正月癸酉（九日）に、伊予国から本居を改めて左京二条四坊に貫附されている典薬権允物部首広宗と弟の真宗も親類かもしれない。また、元慶八年（八八四）二月二十三日に外従五位下から従五位下に叙されている典薬助物部朝臣内嗣は、官職・姓からしても息であろうか。

③③ 従五位下小野朝臣千株 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈③参照。

③④ 山口朝臣春方 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈②③参照。同年正月丙戌（七日）白馬叙位で正六位上から従五位下、三月庚子（二十二日）に仁明縁葬の山作司に補され、本日条に至る。

③⑤ 外従五位下内蔵朝臣雄繼（生没年不詳）元大蔵宿禰姓。承和六年（八三九）七月癸未（四日）に、内蔵朝臣を賜姓された大蔵忌寸継長ら男女十二人の中にみえる。後漢霊帝の苗裔という。時に散位従六位上。同十一年三月庚戌（二十七日）正六位上から外従五位下に叙され、本日条に至る。

●正月乙酉（十二日）

【書き下し】

乙卯。^{（十二）}
①地震う。^な

【現代語訳】

十二日。地震があつた。

【注釈】

①地震う 前年八月辛未（二十六日）以来。なお、本年はこの後、ほぼ毎月のように、全十一回の地震が起きている。

（告井）

●正月庚子（二十七日）

【書き下し】

庚子。^{（廿七）}
①詔すらく、天下の諸神を、有位・無位を論ぜず、正六位上に叙せ、と。

【現代語訳】

二十七日。詔するに、「全国の神々を、有位・無位に関係なく、正六位上に叙せ」と。

【注釈】

① 詔すらく：『類三』卷第一、神叙位并託宣事所載の同日付太政官符、第一箇条に、「応国内諸神不論有位無位叙正六位上事。右太政官去年十二月廿八日下五畿内七道諸国符備、右大臣宣、奉勅、特有所思、天下大小諸神、或本預官社、或未載公簿、有位更増一階、無位新叙六位。唯大社并名神雖云無位奉授從五位下者。而今推量、六位之中其階有四、至于奉行必応有疑、宜除奉授從五位之外、不論有位無位共叙正六位上」とあり、前年十二月の勅に「六位」とあつたものを、「正六位上」と具体的に定めたのである。

（告井）

● 正月癸卯（三十日）

【書き下し】

癸卯。^{（冊）}① 越前国足羽神^{あすわ}に従四位下を加う。是の夜、② 流星有り。大きき斗の如し。余光久しくして、乃ち滅す。

【現代語訳】

三十日。越前国足羽神に従四位下を授けた。この日の夜、流星が有った。大きさは櫛くらいだった。しばらく余光があつてから消えた。

【注釈】

① 越前国足羽神 現福井市足羽の足羽山東北山上にある足羽神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の越前国足羽郡

「足羽神社」に比定される。現祭神は阿須波神で、『古事記』によれば大年神の子である。社伝では、継体が越前在住時代に、大宮地の霊、すなわち宮中を守る五神を祀ったといい、足羽神はその一神である。但し、『延喜式』に波比伎神（大年神の子）と並んで散見する阿須波神は、神祇官西院で座摩巫が祀る神で、足羽郡の土地神である本神とは別であろう。主神継体へ座摩五神を合祀したことなどは、江戸時代の神官足羽敬明の作偽と考えられる。神階は延暦十年（七九二）四月乙巳（十五日）紀に、越前国大虫神に続けて「同国足羽神從五位下」とあり、本日条を経て、天慶三年（九四〇）正月十五日に従三位に昇叙（『紀略』）している。中世は朝倉氏、近世は松平氏の尊信を受けた。

②流星有り…斗は射手座の $\phi \cdot \mu \cdot \sigma \cdot \tau \cdot \iota$ 、いわゆる南斗六星のこともいうが、この場合は「櫛（ます）」のことであろう。流星の大きさは、宝龜七年（七七六）二月甲子（六日）紀「其大如盆」、嘉祥三年（八五〇）正月己酉（三十日）紀「其大如月」、天安二年（八五八）六月己亥（十日）条「大如月」、貞觀十三年（八七一）閏八月二十九日紀「大如柚子」、同十六年三月庚申朔紀「大如李実」、元慶八年（八八四）五月二十九日紀「大如杏実」のように、事物でたとえられる。なお『三実』では大きさのみならず、色や出現と消失の場所を詳しく記すようになっている。

（告井）

●二月乙巳（二日）

【書き下し】

二月乙巳。^(二)地震う。

【現代語訳】

二月二日。地震があった。

（中村）

●二月辛亥（八日）

【書き下し】

辛亥。^{（八）}①従五位上藤原朝臣関雄を治部少輔となす。②美志真王を諸陵頭となす。③従五位下丹墀真人氏永を刑部少輔となす。④橘朝臣茂房を掃部頭となす。⑤善永王を正親正となす。⑥従四位上源朝臣生を左京大夫となす。⑦従五位下藤原朝臣興世を陸奥守となす。

【現代語訳】

八日。従五位上藤原朝臣関雄を治部少輔、美志真王を諸陵頭、従五位下丹墀真人氏永を刑部少輔、橘朝臣茂房を掃部頭、善永王を正親正、従四位上源朝臣生を左京大夫、従五位下藤原朝臣興世を陸奥守とした。

【注釈】

①従五位上藤原朝臣関雄 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈⑰参照。同年六月乙丑（十九日）に従五位下で諸陵頭となっている。正月甲申（十一日）前治部少輔藤原松影が山城守に転じたため、その後任であろう。

②美志真王（生没年不詳）世系不詳。摂津国三嶋にちなむ名であろうか。承和七年（八四〇）正月甲申（七日）正六

位上から従五位下。同八年三月辛卯（二十日）正親正。嘉祥三年（八五〇）正月丙戌（七日）従五位上となり、本日条に至る。その他、桓武皇女高津内親王や尚侍白濟王慶命の喪事を監護している様子がみえる（承和八年四月丁巳（十七日）紀・嘉祥二年正月丁丑（二十二日）紀）。前諸陵頭藤原閑雄（注釈①）が治部少輔に転じたため、その後任であろう。

③ 従五位下丹墀真人氏永 嘉祥三年（八五〇）五月庚辰（三日）条注釈⑩参照。同条に「前越後守」とみえるので、任期を終え散位となっていたものと思われる。

④ 橘朝臣茂房 嘉祥三年（八五〇）四月丙子（二十九日）条注釈①参照。同年十月己酉（五日）条に「掃部頭従五位下滋野朝臣善蔭」とみえるので、その後任であろう。

⑤ 善永王 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈⑯参照。時に「従五位下正親正」とあり、本日条にて正親正に任じられているのは不審である。美志真王（注釈②）が正親正から諸陵頭に転じた後任であつたと考え、と、三月乙巳条の方に誤りがあるか。

⑥ 従四位上源朝臣生 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈⑤参照。同年四月己酉（二日）条などに「左京大夫従四位上正行王」とみえるので、その後任であろう。時に正行王は仁明七七日の莊嚴堂司に任じられており、これはこの後、生が左京大夫として莊嚴堂司に任じられていることに類似する（本年二月丙辰（十三日）条）。

⑦ 従五位下藤原朝臣興世 嘉祥三年（八五〇）五月甲午（十七日）条注釈⑦参照。同年八月庚戌（五日）右衛門権佐となつている。承和十三年（八四六）七月丙寅（二十七日）条には「従五位下御長真人近人為陸奥守」とみえるので、その後任であろう。

●二月乙卯（十二日）

【書き下し】

乙卯^{（十一）}。別けて①大原野の祭儀を制す。一らに②梅宮祭に准う。

【現代語訳】

十二日。特別に大原野の祭儀について制した。もっぱら梅宮祭の祭儀に准えさせた。

【注釈】

①大原野の祭儀 大原野は現京都市西京区大原野南春日町にある大原野神社のこと。現祭神は春日大社と同じ建御賀豆智命・伊波比主命・天之子八根命・比咩大神の四神（嘉祥三年（八五〇）九月己丑（十五日）条注釈②⑤⑥参照）。延喜式外社である。社伝では、延暦三年（七八四）長岡京へ遷都した折、桓武皇后藤原乙牟漏が氏神春日大社への参詣が不便になるとして長岡に勧請したことに始まるとする。その後、藤原冬嗣によって現社地に勧請・経営され、平安京の鎮護ならびに藤原氏の氏神として祀られた（『公事根源』）。また『二十二社註式』には、「旧記云、仁寿元年二月二日乙卯、依太皇太后御祈、山城国葛野郡大原野^{（嘉祥四年）}仁宮柱広知立、春冬^{（嘉祥四年）}御祭加賜」とあり、太皇太后（文徳生母、皇太夫人藤原順子か）の祈願だという。伊勢・賀茂の斎王に准え、氏女が大原野斎女として奉仕するなど（貞観八年（八六六）十二月二十五日記ほか）、隆盛を誇った。大原野祭は春二月上卯日と冬十一月中子日の祭礼で、最盛期には朝使の他、中宮・東宮の奉幣、摂関家の私幣もおこなわれた。その例は貞観元年（天安三年）七月十四日記以下、多数みえる。

②梅宮祭 梅宮は現京都市右京区梅津フケノ川町にある梅宮大社のこと。『延喜式』神名帳の山城国葛野郡「梅宮坐神四座」に比定され、酒解神・酒解子神・大若子神・小若子神の四神を祀る。現在は橘清友（仁明外祖父）・橘嘉智子（仁明生母）・嵯峨・仁明の四柱も相殿に祀る。『伊呂波字類抄』は、檀林皇后が曾祖父諸兄の建てた円提寺（井手寺）に氏神を祀ったことを起源とし、元は県犬養美千代（諸兄・安宿媛生母）が祀り、次いで安宿媛（聖武皇后）および牟漏女王（諸兄姉妹、房前室）が「洛隅内頭」に祀り、その後「相楽郡提山」に遷祭したとする。梅宮祭は、元慶三年（八七九）十一月六日記に「停梅宮祭（中略）歴承和仁寿二代以為官祠、今永停廢焉」とみえ、承和（八三四―、仁明）・仁寿（一八五四、文徳）の頃から官祭となったとあるが、本日条に「准梅宮祭」とあるので、少なくとも仁寿よりは前であろう。『公事根源』にも「承和の比よりこのまつりはじまる」とある。祭日は四月上酉日と十一月上卯日で、五位の橘氏一人が奉幣使となるのを例としたが、三千代が藤原不比等の夫人となった関係から、後には藤原氏が代行することもあった。前述のように元慶三年に停廢された梅宮祭は、同八年に復興したが、寛平年間（八八九―九八）再び廢止され、寛和二年（九八六）また旧に復すなど（『伊呂波字類抄』）橘氏勢力の影響を受けた。寛和以後は祭事が定着したが、しかし寛仁元年（一〇一七）十一月三日の祭ですでに氏人らが遅参し、供奉の諸司・内侍も参集しなかったため、急遽氏人でもない大膳少進従五位下上野広遠を神主・輔代とするなど（『左経記』）、衰退に向かったようである。大原野祭が梅宮祭に准え官祭として制されたのは、同じ皇后勸請の氏神社であった性格の類似性と、梅宮祭が先んじて官祭にあずかったことによるものであろう。

（中村）

【書き下し】

丙辰。^(十三)①先皇の御忌齋会の行事司を定む。②左京大夫従四位上源朝臣生・③雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏・④侍従橘朝臣信蔭・⑤藤原朝臣諸藤等、六位以下七人を⑥莊嚴堂舍司となす。⑦右京大夫従四位下藤原朝臣諸成・⑧散位従五位下山田宿禰古嗣・⑨藤原朝臣有貞・⑩丹墀真人繩主・⑪藤原朝臣長基・⑫大炊頭外従五位下蕃良朝臣豊持、六位以下五人を⑬弁備僧供司となす。⑭散位従五位下興岑王・⑮利見王・⑯伴宿禰龍男・⑰藤原朝臣備雄等、六位二人を⑱檢校講読二師房司となす。⑲散位従五位下春枝王・⑳永貞王・㉑治部少輔藤原朝臣関雄・㉒散位田口朝臣統範等、六位以下四人を㉓^(檢校集会)檢集校会衆僧房司となす。是の日、㉔清涼殿を移し、嘉祥寺の堂となす。此の殿は先皇の㉕^(古備雄)讌寝なり。今上之に御すに忍ばず。故に捨して仏堂となす。

【現代語訳】

十三日。^(仁明)先皇の御忌齋会の行事司を定めた。左京大夫従四位上源朝臣生・雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏・侍従橘朝臣信蔭・藤原朝臣諸藤らと六位以下七人を、莊嚴堂舍司とした。右京大夫従四位下藤原朝臣諸成・散位従五位下山田宿禰古嗣・藤原朝臣有貞・丹墀真人繩主・藤原朝臣長基・大炊頭外従五位下蕃良朝臣豊持と六位以下五人を、弁備僧供司とした。散位従五位下興岑王・利見王・伴宿禰龍男・藤原朝臣^(古備雄)備雄らと六位二人を、檢校講読二師房司とした。散位従五位下春枝王・永貞王・治部少輔藤原朝臣関雄・散位田口朝臣統範らと六位以下四人を檢校集会衆僧房司とした。この日、清涼殿を移して、嘉祥寺の堂とした。この殿は先皇が日頃居室としていた部屋である。天皇はここにいらつしやるには偲び堪えられず、そのため仏堂として喜捨したものである。

【注釈】

① 先皇の御忌齋会 仁明は嘉祥三年（八五〇）三月己亥（二十一日）に清涼殿にて亡くなっている。この後、本年三月壬辰（二十日）には嘉祥寺で一周忌の御忌齋会がおこなわれており、本日条はそのための行事司の任命記事である。以下、莊嚴堂舎司（注釈⑥）十一人、弁備僧供司（注釈⑬）十一人、檢校講読二師房司（注釈⑱）六人、檢校集會衆僧房司（注釈㉓）八人の計三十六人が任じられた。

② 左京大夫從四位上源朝臣生 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈⑤、本年二月辛亥（八日）条注釈⑥参照。仁明の葬送では装束司を務めている。

③ 雅楽頭從五位下藤原朝臣貞敏 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈⑤参照。貞敏は同条でも莊嚴堂司に任じられ、仁明の七七日の御齋会に勤仕している。

④ 侍從橘朝臣信蔭 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈㉓参照。信蔭は同条でも莊嚴堂司に任じられ、仁明の七七日の御齋会に勤仕している。

⑤ 藤原朝臣諸藤 嘉祥三年（八五〇）四月庚子（十七日）条注釈④参照。同年五月甲午（十七日）に侍從となつている。

⑥ 莊嚴堂舎司 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈⑤参照。同条にみえる「莊嚴堂司」と同じであろう。

⑦ 右京大夫從四位下藤原朝臣諸成 嘉祥三年（八五〇）六月乙丑（十九日）条注釈②参照。

⑧ 散位從五位下山田宿禰古嗣（七九八―八五四）越後介益人の長子。六国史における初見は天長十年（八三三）十二月戊申（二十六日）の「左京人少外記山田造古嗣（中略）並賜宿禰姓」で、はじめ造姓であったことが知られる。

卒伝によると、天長三年に陸奥按察使記事、同五年少内記、同六年少外記、承和元年（八三四）大外記とみえ（仁寿三年（八五三）十二月丁丑（二十一日）条、『後紀』編纂にも大外記として携わっている。この他六国史には、承

和三年正月丁未（七日）正六位上から外従五位下、同七年正月甲申（七日）従五位下、同十三年正月乙卯（十三日）阿波介となった記事がみえ、阿波介の任期中には阿波・美馬・二郡に上の池（大俣）・浦の池（土成）の二溝池を築くなどの功績を残している（卒伝）。その後、任期を終え散位となり、本日条に至る。五十四歳。仁寿二年左京亮、同三年従五位上・相模権介となり、同年中に卒した。山田氏については、『姓氏録』右京諸蕃に「山田宿禰 出自周靈王太子晋也」「山田造 出自山田宿禰同祖。忠意之後也」、同河内諸蕃に「山田宿禰 魏司空王昶之後也」「山田造 山田宿禰同祖。忠意之後也」、同未定雑姓和泉国に「山田造 新羅国人天佐疑利命之後者。不見」などとみえる。

⑨藤原朝臣有貞（八二七―七三）南家三守の七男。母は飯高弟光の娘。承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）正六位上から従五位下の叙位を初見とする。姉貞子が仁明女御であったことから、幼くして仁明に近侍し寵狎を受けたが、同十二年の常陸権介への補任は、後宮の寵姫（母の過ちにより源氏の属籍を削られた登の生母、仁明更衣三國氏か）との密通による左遷であったという（貞観十五年（八七三）三月二十六日記卒伝）。その後散位となり、本日条に至る。二十五歳。文徳朝となり先の件も許されたのか、仁寿二年（八五二）二月乙丑（二十八日）には縫殿頭となり、京官に復している。

⑩丹墀真人縄主 嘉祥三年（八五〇）五月庚辰（三日）条注釈⑧参照。時に散位従五位下で、仁明の六七日に際し大安寺使となっている。

⑪藤原朝臣長基（生没年不詳）南家乙麻呂流大納言雄友の孫で、文山の息。嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）正六位上から従五位下となったのを初見とし、本日条に至る。この他、仁寿四年（斉衡元年・八五四）二月辛未（十六日）に石見守となったことがみえるのみ。

⑫大炊頭外従五位下蕃良朝臣豊持（生没年不詳）世系不詳。蕃良氏については、承和元年（天長十一年・八三四）十一月癸丑（七日）紀に「右京人陰陽寮允正六位上葛井宿禰石雄・兵部省少録正六位上同姓鮎川、賜姓蕃良朝臣」とみえる。豊持の初見は同九年三月癸亥（二十八日）紀の「太政官遣右大史正六位上蕃良朝臣豊持於鴻臚館為慰勞焉」で、嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）外従五位下、同年二月壬子（二十七日）大炊頭となり、本日条に至る。この後は地方官を歴任している。また貞観六年（八六四）八月十七日紀に「右京人河内守従五位下蕃良朝臣豊村・右大史従六位下葛井連宗之・兵部少録正六位上葛井連居都成等、賜姓菅野朝臣」とあり、同八年閏三月二十二日紀に「以河内守従五位下菅野朝臣豊持、為修理知識寺仏像別当」とあることから、「豊村」は豊持と同一人物と思われる、菅野朝臣に改姓したようである。葛井・菅野氏はいずれも『姓氏録』右京諸蕃に「塩君男味散君之後」とみえ、王辰爾の同族である。

⑬弁備僧供司 本日条にしかみえない語。僧への供具を調える役であろう。

⑭散位従五位下興岑王（生没年不詳）承和十三年（八四六）二月己亥（二十八日）紀に「従五位下益善王男興岑・忠道・忠棟・忠主等王九人、（中略）賜姓清原真人」とみえる益善王の息と同一か。但し、本日条では清原真人姓ではなく「興岑王」とあり、またこの後、斉衡二年（八五五）十二月辛丑（二十六日）に再び「中務少輔従五位下興岑王賜姓清原真人」とみえる。

⑮利見王 嘉祥三年（八五〇）六月丁卯（二十一日）条注釈①参照。同年四月甲子（十七日）に従四位下となっている。

⑯伴宿禰龍男（生没年不詳）承和十三年（八四六）正月己酉（七日）正六位上から従五位下。同月乙卯（十三日）紀伊守となるが、嘉祥二年（八四九）国造紀高継と対立すると、感情のままに兵を発し高継を捕縛したことの僉議を受け、罷免された（閏十二月庚午（二十一日）紀）。しかし、同三年三月丙申（十八日）には仁明不予により放免され、

本日条に至っている。この後、仁寿二年（八五二）彈正少弼として再び官職に就き、同四年越後守となる。天安二年（八五八）には前越後守龍男の官物横領を訴えた国書生物部稻吉を従者に撲殺させた件で獄に入れられたが、この時もすぐに赦免された。この赦免は後に問題視されるも、清和は赦免を妥当とみなしている（貞観元年（天安三年・八五九）十二月二十七日紀）。さらに貞観二年上総介となると、今度は交替の際に官物が多く欠けていたとの理由で前上総介和豊永を禁固したが、豊永は冤罪を訴え、同四年太政官は禁固を解かせるなど、生涯にわたり地方官としての過激な行動が目立った。以後六国史上にはみえない。名前からみるに、善男の近親であろうか。

⑰藤原朝臣備雄（生没年不詳）吉備雄に同じか。吉備雄は北家内麻呂の子真夏の息で、是雄や関雄（注釈⑳）の兄弟である。嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）紀の「正六位上（中略）藤原朝臣吉備雄（中略）並従五位下」を初見とし、本日条に至る。この後、仁寿三年（八五三）七月庚戌（二十一日）掃部頭、天安元年（斉衡四年・八五七）四月丙戌（十九日）越後權守、同二年正月己酉（十六日）越後守、同年三月甲戌（十三日）刑部少輔となっている。

⑱檢校講讀二師房司 本日条にしかみえない語。講師・読師（役僧）の房を調べ検める役であろう。なお、右四人に加えて「六位二人」とあるが、国史大系はこれに「六位、此下或当補以下二字」との龍頭注を付す。

⑲散位従五位下春枝王（七九八―八五六）天武皇子高市皇子の玄孫、長屋王と藤原長娥子（不比等の娘）の子安宿王の孫で、従五位下仲嗣王の第八男。承和十年（八四三）正月庚子（十一日）正六位上から従五位下、同月辛丑（十二日）能登守とみえるが、その後任期を終え散位となったと思われる、本日条に至る。五十四歳。この後、仁寿三年（八五三）中務少輔、同年正親正、斉衡元年（八五四）従五位上、同二年下総守となり、同三年九月癸丑（十三日）に卒した。人となりは謙退で仏道を尊び、頗る国司としての政績があったという。

⑳永貞王（生没年不詳）世系不詳。永貞王は六国史上、本日条にしかみえないが、承和十五年（嘉祥元年・八四八）

正月戊辰（七日）紀の「正六位上永直王（中略）並從五位下」、嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条の「（前略）從五位下永直王（中略）為深草寺使」（仁明初七日）にみえる「永直王」と同一か。なお永貞王・永直王とも、これ以後みえない。

②1 治部少輔藤原朝臣関雄 二月辛亥（八日）条注釈①参照。嘉祥三年（七五〇）三月乙巳（二十七日）仁明初七日では拜志寺使、五月庚辰（三日）仁明六七日では興福寺使を務めている。

②2 散位田口朝臣統範（生没年不詳）世系不詳。嘉祥三年（八五〇）正月丙戌（七日）正六位上から從五位下とあるのを初見とし、本日条に至る。この後、天安元年（八五七）大監物・勘解由次官・左京亮、同二年信濃権介、貞觀五年（八六三）再び大監物、同七年遠江守、同十一年から再び遠江守、元慶二年（八七八）甲斐守となっている。

②3 検集校会衆僧房司 本日条にしかみえない語。なお、佐伯有義編『六国史』では、「検校集会衆僧房司」とする。集会の衆僧（凡僧）の房を調べ検める役であろう。

②4 清涼殿を移し、嘉祥寺の堂となす 嘉祥三年（七五〇）五月丙戌（九日）の仁明の七七日の御齋会では、「莊嚴清涼殿。安置金光明經・地藏經各一部、及新造地藏菩薩像一軀」と、清涼殿に經仏が安置され同所にて御齋会がおこなわれており、清涼殿がすでに仏堂として用いられていた様子が見受けられる。仁明が清涼殿で出家していたこともあり（同年三月丁酉（十九日）紀）、早くから本日条のような構想が有ったものと思われる。

②5 讌寝「燕寝」あるいは「宴寝」とも。天子が日頃休息する居室のこと。

（中村）

【書き下し】

①甲子^(廿二)。②従五位下藤原朝臣興世を常陸権介となす。陸奥守は故の如し。③坂上大宿禰貞守を美濃権介となす。左近衛少将故の如し。④伴宿禰三宗を下野権介となす。鎮守将軍は故の如し。⑤正四位下高枝王を越前権守となす。大舍人頭は故の如し。⑥従五位下藤原朝臣緒数を介となす。⑦三原朝臣永道を伯耆守となす。

【現代語訳】

二十一日。従五位下藤原朝臣興世を常陸権介とした。陸奥守は元の通りとする。坂上大宿禰貞守を美濃権介とした。左近衛少将は元の通りとする。伴宿禰三宗を下野権介とした。鎮守将軍は元の通りとする。正四位下高枝王を越前権守とした。大舍人頭は元の通りとする。従五位下藤原朝臣緒数を越前介とした。三原朝臣永道を伯耆守とした。

【注釈】

①甲子 本日は句かつ甲子に伴う県召除目であろうか。

②従五位下藤原朝臣興世 嘉祥三年（八五〇）五月甲午（十七日）条注釈⑦参照。同年八月庚戌（五日）に右衛門権佐、本年二月辛亥（八日）に陸奥守となっている。

③坂上大宿禰貞守 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈②⑨参照。

④伴宿禰三宗 正月甲申（十一日）条注釈⑦参照。

⑤正四位下高枝王 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈⑥参照。同年十一月癸卯（三十日）には安倍安仁らとともに山陵使となっている。

⑥従五位下藤原朝臣緒数 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈^{③⑥}参照。なお、仁寿二年（八五二）十月甲子（二日）条にも越前介の補任記事がみえる。あるいは本日条の補任は「権介」であったか。

⑦三原朝臣永道（生没年不詳）本日条が初見。天安三年（貞観元年・八五九）正月十三日に散位から伯耆守（再任）、同年二月十三日に出雲守、貞観七年（八六五）正月二十七日に播磨守。在任中には同国賀古・美囊郡の夷俘長であった宇賀古秋野・尺漢手纏ら五人が国境を越えて近江国に不当に滞在しているととの報告があったため、国守の永道に対して、夷俘に優恤を加え愁苦を慰撫して、国境を越えさせないようにとの太政官符が下された（同八年四月十一日記）。この後は、同十九年（元慶元年）正月三日に摂津權守で従五位上となったことがみえる。また、『群書類従』第二十五輯、雑部所収『桂林遺芳抄』（室町時代後期）寮省之試事所引の或記には、「承和六年春五星若連珠詩。及第三人三月廿日判少輔。藤原氏宗朝臣。仲野親王男。孫王茂世王桓武御後。、三原永道、文長河」とあり、承和六年（八三九）春におこなわれた文章生試に及第していることがわかる。

（林原）

●二月丙寅（二十三日）

【書き下し】

丙寅。^{（廿三）}①无品常康親王落髮して僧となる。親王は、先皇第七子なり。②母は紀氏。少くして沈敏、風情察すべし。先皇諸子の中、特に鍾愛する所なり。親王先皇を追慕し、悲哽已むこと無く、遂に仏理に帰して、冥救を求むるなり。

【現代語訳】

二十三日。无品常康親王が落髪して僧となった。親王は、^{（仁明）}先皇の第七子である。母は紀氏。幼い頃から落ち着いて敏く、よく風情を解した。先皇の諸皇子の中で、特に鍾愛された。親王は先皇を追慕して、悲しみむせぶことを止めず、遂に仏道に帰依し、仏による救いを求めた。

【注釈】

①无品常康親王（？―八六九）仁明の第七皇子。母は更衣紀種子（注釈②）。承和七年（八四〇）には志摩国答志島を賜った。本日条で出家し、雲林院宮と称した。貞観十一年（八六九）旧居雲林院を遍照（嘉祥三年（八五〇）三月丙午（二十八日）条注釈①参照）に付して精舎とし、天台の教えを学ばせ、父の徳に報いようとした（元慶八年（八八四）九月十日紀）。同年五月十四日薨去（『要記』）。著作に『洞中小集』がある。なお雲林院は、元慶八年に元慶寺別院とされた。『尊卑』『紹運録』では、空也上人を子として載せる。

②母は紀氏 紀種子（？―八六九）。名虎の娘。静子（文徳キサキ）の姉。常康親王・真子内親王の生母。承和六年（八三九）正月辛酉（八日）に正五位下、のち正五位上に進み、貞観四年（八六二）六月十四日には平城旧京中の勅旨田三〇町と興福寺宿院を与えられた。

（林原）

●二月丁卯（二十四日）

【書き下し】

丁卯。^{（廿四）}①正三位藤原朝臣貞子、出家して尼となる。貞子は、先皇の女御なり。風姿魁麗にして、②言必ず典礼あり。

宮掖の内、其の徳行を仰ぎ、先皇之を重んじ、寵数殊絶なり。内愛有ると雖ども、必ず外敬を加う。先皇の崩ずる後、哀慕追恋し、肯えて飲食せず。形容毀削し、臥頭の下、毎旦涕泣の処有り。左右之を見て、悲感に堪えず。遂に先皇のために、誓いて大乘道に入る。戒行薰脩し、遺類有ること無し。道俗之を称す。

【現代語訳】

二十四日。正三位藤原朝臣貞子が出家して尼となった。貞子は、先皇（仁明）の女御である。容姿は他の者に比べて抜きん出て美しく、発言は必ず礼儀にかなった。宮中では、貞子の徳望が敬われ、先皇はこれを重んじて、格別に寵愛した。寵愛されていたが、他者への敬意を忘れなかった。先皇の崩御後、その死を悲しみ慕い続け、全く飲食をしなかった。容貌は痩せ衰え、伏した頭の下には、毎朝涙を流した痕があった。周囲の人々はこれを見て、悲しみ嘆くことを耐えられなかった。遂に先皇のために、誓って大乘道に帰依し、仏道修行のみに専心した。僧侶も俗人もこれを称賛した。

【注釈】

①正三位藤原朝臣貞子 嘉祥三年（八五〇）七月辛丑（二十六日）条注釈①参照。父三守が大納言として政治の表舞台に復帰したのが天長五年（八二八）、所生の親子内親王の推定生年が同十年であることから、天長五〜九年に掖庭入りしたとみる説もある（大和典子「仁明天皇女御藤原貞子について―承和年間の後宮と南家藤原氏―」（『政治経済史学』二六六、一九八八年）。

②言必ず典礼あり 『晋書』卷三十一、列伝第一后妃上文明王皇后に「（前略）后雖処尊位、不忘素業、躬執紡績、器

服無文、御浣濯之衣、食不参味。而敦睦九族、垂心万物、言必典礼、浸潤不行（後略）、元正即位前紀に「天皇、神識沈深。言必典礼」と女性に対する使用例がみえる。

（林原）

●三月癸酉朔

【書き下し】

三月癸酉朔。日蝕ゆること有り。

【現代語訳】

三月一日。日食があった。

（木本）

●甲戌（二日）

【書き下し】

甲戌。^{（二）}①筑後国高良山玉垂神に正四位下を加う。

【現代語訳】

二日。筑後国高良山玉垂神に正四位下を授けた。

【注釈】

①筑後国高良山玉垂神 嘉祥三年（八五〇）十月辛亥（七日）条注釈⑭参照。

（木本）

●三月戊寅（六日）

【書き下し】

戊寅。^{（六）}冊二僧を①東宮に請い、大般若經を転読す。

【現代語訳】

六日。僧四十二人を東宮に招き、大般若經を転読させた。

【注釈】

①東宮 文徳の御在所。仁明の崩御後、文徳は「東宮雅院」に遷り（嘉祥三年（八五〇）三月己亥（二十一日）、同年四月戊午（十一日）に「中殿」に遷っている。但し、仁寿三年（八五三）二月庚辰（二十日）には「帝自東宮移幸梨下院」とあることから、この時まで御在所は東宮であったものと推察される。なお、「中殿」への遷御は嘉祥三年四月甲子（十七日）におこなわれた即位式のための一時的な措置であり、その後に東宮に戻ったものと理解される（神谷正昌『清和天皇』（吉川弘文館、二〇二一年）。嘉祥三年五月庚寅（十三日）・十月丁卯（二十三日）にも東宮において大般若經の転読がおこなわれている。

●三月辛巳（九日）

【書き下し】

辛巳^{（九）}。般若読み訖んぬ。囀^{しんらい}寶は常の如し。更に恩勅有りて、度者各一人を施す。

（木本）

【現代語訳】

九日。大般若經の転読が終了した。僧への布施はいつもの通りである。更に恩勅があり、それぞれに度者一人を許した。

（木本）

●三月壬午（十日）

【書き下し】

壬午^{（十）}。①右大臣藤原朝臣良房、②東都第に智行名僧を延屈し、③先皇のおおんため、法華經を講ず。往年先皇は大臣家の園の桜樹の甚だ美しきを聞くこと有りて、戯れに大臣に許すに、明年の春其の花を翫^{よむ}ぶこと有るを以てす。俄かにして仙駕化去し、遊賞を遂げず。属^{こゝろ}春来たりて花発^{ひら}き、大臣恨みて曰く、先皇期する所の春、今日是れなり。春来たりて期に依るも、仙去して帰さず。花は是れ人に非ず。悲しみに堪うべからず、と。道俗の会する者、之がために流涕せざるなし。公卿・大夫或いは詩を賦し懷を述べ、或いは和歌に逝を嘆く。

【現代語訳】

十日。右大臣藤原朝臣良房が東都第に智行を備えた名僧を招き、先皇（仁明）のために法華經を講じた。生前、仁明は良房の邸宅の庭にある桜がとても美しいと聞き、戯れに、来年の春にはその花を愛でにこうと良房と約束をした。その後まもなく仁明は崩御し、桜を觀賞することは叶わなかった。春が来て花が咲き、良房はこれを恨んで言った。「先皇と約束した春が、まさに今やってきた。春が来て約束に従おうと思っても、先皇は亡くなり、帰ってくることはない。花が咲いてもその人はおらず、悲しみに堪えることができない」と。僧侶も俗人も、参会した者で良房の言葉に涙を流さない者はいなかった。公卿や大夫は、思い出を漢詩に詠み、崩御を嘆く和歌を詠んだ。

【注釈】

①右大臣藤原朝臣良房 嘉祥三年（八五〇）十一月壬辰（十九日）条注釈①参照。良房の妻は仁明の異母姉妹源潔姫である。また、文徳の母が良房の同母妹で仁明女御順子であるから、良房は文徳の外伯父にあたる。さらに、娘で文徳女御明子所生の惟仁親王が、生後九ヶ月で異母兄の惟喬親王らを越えて皇太子に立てられており（嘉祥三年十一月戊戌（二十五日）条参照）、現皇太子の外祖父でもある。

②東都第 藤原良房の邸宅で染殿・東一条第ともいう。本日条が初見。『拾芥抄』によれば京極大路西、正親町小路北に所在した。邸内には花亭・釣台・射殿・望遠亭などの建物があったことが知られる。この後、文徳（仁寿三年（八五三）二月庚寅（三十日）・清和（貞観六年（八六四）二月二十五日・同八年閏三月丙午朔）も同所へ謁桜に赴いている。なお、文徳女御の明子は同所を御在所としたことで「染殿后」と呼ばれた。

③先皇のおおんため： 嘉祥三年（八五〇）三月己亥（二十一日）に崩御した仁明の一周忌供養のために良房が開催

した法会。

（木本）

●三月丁亥（十五日）

【書き下し】

^{（十五）}
丁亥。地震う。

【現代語訳】

十五日。地震があつた。

（木本）

●三月壬辰（二十日）

【書き下し】

^{（廿）}
壬辰。①先皇の御忌齋会を②嘉祥寺において修す。百官尽く会す。

【現代語訳】

二十日。先皇^{（仁明）}の御忌齋会を嘉祥寺でおこなった。百官が皆参会した。

【注釈】

①先皇の御忌齋会 仁明の一周忌供養。本日条に先立って、本年二月丙辰（十三日）に行事司を定めている。

②嘉祥寺 本年二月丙辰（十三日）に仁明が崩じた清涼殿を移築して嘉祥寺としている。現在の嘉祥寺（現京都市伏見区深草坊町）は寛文二年（一六六二）に空心が嘉祥寺の名を惜しんで再興したと伝えられるもので、その寺地は元の嘉祥寺の地ではない。『山城名跡巡行志』は善福寺（現京都市伏見区深草瓦町）にその旧跡があるとしている。また、貞観八年（八六六）九月二十五日、伴善男配流に関する仁明の深草山陵（嘉祥三年（八五〇）三月癸卯（二十五日）条注釈①参照）への報告の中に、「又御陵乃前頭^乃嘉祥寺乃食堂^乃作天、汚穢事等在^乃介り。因茲破弃天潔久掃奉仕^{志幸}」とあり、善男が同寺の食堂を建て、それが応天門の変を経て取り壊されたことが知られる。さらに「御陵乃前頭」とあることから、同寺が深草山陵の傍に建立されたことがわかる。生前に御在所とした清涼殿を山陵近くに寺として移築した点や、本日条において仁明の一周忌供養をおこなっている点から、同寺には仁明の菩提を弔う役割が担わされたものと考えられる。但し、寺名に嘉祥の年号が付けられていることや、元慶二年（八七八）二月五日には定額寺に列することが許されていることから、仁明個人の菩提を弔うだけでなく、国家安寧を祈願する官寺的な機能も持っていたとの指摘がある（大石雅章『日本中世社会と寺院』（清文堂出版、二〇〇四年）。なお、仁和三年（八八七）五月二十四日には仁明女御藤原貞子のために転念功德が修され、また寛平元年（仁和五年・八八九）九月二十四日には仁明の息子である光孝のために法華八講がおこなわれるなど、仁明の近親者のための法要も散見する。

（木本）

【書き下し】

癸^{（廿）}日。月蝕ゆること有り。既^{（つ）}きたり。

【現代語訳】

二十一日。皆既月食があつた。

（木本）

●三月己亥（二十七日）

【書き下し】

己^{（廿七）}亥。①水鳥有り。鷺に似るも小さし。其の名を得ず。殿前の梅樹に集まる。何を以てか之を書かん。異を記すなり。

【現代語訳】

二十七日。水鳥が飛来した。鷺に似ているが小さい。名前は分からない。殿舎の前にある梅の木に集まっている。どうしてこれを記したのかというと、怪異だからである。

【注釈】

①水鳥有り… 嘉祥三年（八五〇）四月癸丑（六日）条にもカワセミが東宮に現れたことを、怪異として記している。

（木本）

付記 本稿は、『史窓』第八十一号（京都女子大学史学会、二〇二四年三月刊行）にて報告した嘉祥三年十二月癸酉（三十日）条に続くものである。注釈にある本稿未収録条に関する参照表記は、『史窓』第七十七号～第八十一号ならびに『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十一号～第二十三号掲載の前報告を参照されたい。

（中村）

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を多とする。

（告井）